

議会運営委員会 会議録

日 時 令和7年5月23日（金曜日）

午前10時00分開会、午前10時55分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和7年第3回（9月）定例会の日程（案）について

(2) 令和7年第2回（6月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告 17件、イ 条例 6件、ウ 補正予算 3件、

エ 契約、財産の取得 3件、オ 市道の認定等 1件、

カ その他の単独議案 1件、キ 人事（最終日提出） 1件

③ 請願・陳情について

④ 各種委員会等委員の選出について

【土浦市環境審議会委員（選出すべき人数 2名）】

【健康つちうら21推進委員会委員（選出すべき人数 1名）】

【土浦市子ども・子育て会議委員（選出すべき人数 1名）】

【土浦市国民健康保険運営協議会委員（選出すべき人数 2名）】

【土浦市地域医療運営協議会委員（選出すべき人数 2名）】

【土浦市青少年問題協議会委員（選出すべき人数 2名）】

【土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員（選出すべき人数 1名）】

(3) 各常任委員会委員の選任について

(4) 議会運営委員会委員の選任について

(5) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

(6) 政治倫理審査委員会委員の委嘱について

(7) 年間を通じた服装調整について

(8) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 目黒 英一

委 員 小坂 博

委 員 勝田 達也

委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

欠席委員（０名）

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

説明のため出席した者（４名）

副市長	小林	勉
市長公室長	山口	正通
財政課長	瀬古澤	時人
財政課財政係長	藤田	浩平

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	小野	聡
係 長	津久井	麻美子
主 任	岩松	英統
主 幹	高橋	陽平
主 事	古宮	英剛

傍聴者（０名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴はございますでしょうか。

(「ございません」との声あり)

○吉田委員長 それでは、はじめに、議長から御挨拶をお願い申し上げます。

○島岡議長 おはようございます。早朝より、議運のメンバーの皆様にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。総会等、いろいろ忙しい日々を過ごしていらっしゃるんじゃないかなと思います。6月議会が始まろうとしております。今回は、また重要な案件もたくさんございますので、慎重審議でよろしくをお願いいたします。今日はありがとうございます。

○吉田委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項(1)令和7年第3回9月定例会の日程(案)について、協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○小林副市長 改めまして、おはようございます。それでは、サイドブックを開きいただいているところから、資料1、令和7年第3回土浦市議会定例会日程(案)を開きいただきたいと存じます。令和7年第3回定例会の日程につきましては、記載のとおり、9月2日火曜日開会、9月24日水曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田委員長 それでは、令和7年第3回定例会の日程については、執行部説明のとおりといたします。つぎに、協議事項(2)令和7年第2回6月定例会の運営について、協議をお願いします。執行部から日程について、説明をお願いいたします。

○小林副市長 一つお戻りいただきまして、資料2、令和7年第2回土浦市議会定例会日程(案)を開きいただきたいと存じます。令和7年第2回定例会の日程につきましては、記載のとおり、6月3日火曜日開会、6月19日木曜日閉会の会期でお願いしたいと存じます。そのほか、全員協議会につきましては、議会初日の6月3日火曜日、9時15分から予定させていただきまして、一つは今後の一般廃棄物処理施設整備の基本方針について、二つ、上大津小学校整備基本設計成果について、三つ、ミャンマー中部地区国際緊急援助隊派遣の報告についての3件について、また、一般質問最終日の6月11日水曜日につきましては、9時45分を予定しておりまして、土浦市固定資産評価審査委員会委員の候補者の推薦についての1件を予定してございます。こちらについて、御説明をさせていただきたいと存じます。議会の最終日につきましては、現在案件を予定してございませんが、必要が生じた場合には開催をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田委員長 では、つぎに、上程される議案等の説明をお願いいたします。まず、報告について、執行部から説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 改めまして、おはようございます。私のほうからは、令和7年6月第2回定例会に提出をいたします議案等の概要につきまして、説明をさせていただきます。

す。サイドブックの資料3、定例会議案概要という資料をお願いしたいと思います。今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように、報告17件、議案15件、合わせて32件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件一覧です。提出案件は、報告につきましては、専決処分7件、予算の繰越し7件、法人の経営状況3件、議案につきましては、条例6件、補正予算3件、3ページにまいりまして、契約、財産の取得3件、市道の認定等1件、その他の単独議案1件、最終日に提出を予定しております人事案件1件でございます。4ページをお願いいたします。報告案件について、説明させていただきます。まず、専決処分の承認についてでございます。報告第7号土浦市税条例の一部改正につきましては、法律等の公布に伴い、軽自動車税関係では、本年11月に導入される、新たな排ガス規制に対応するため、原動機付き自転車の区分に新たな種別を追加するとともに、本年3月のマイナ免許証の運用開始に伴う軽自動車税減免申請時における運転免許証の提示義務に関する規定の改正、固定資産税関係では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについて、区分所有者から減額措置に関する必要書類の提出が無い場合でも、管理組合の管理者等から書類の提出が有り、要件に該当すると認められるときは、減額措置を適用することができることとする改正でございます。5ページをお願いいたします。報告第8号土浦市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、法令改正に伴い、国民健康保険税の負担の公平性を確保するため、軽減世帯における軽減判定所得基準額を拡充する改正でございます。以上の2件の条例改正に係る専決処分につきましては、いずれも法律等の改正が昨年度末でございまして、かつ本年4月1日から施行する必要がございましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで、専決処分をさせていただいたものでございまして、同条第3項の規定に基づく御承認をお願いするというものでございます。つきまして、専決処分の報告についてでございます。報告第9号公用車に係る物損事故の和解につきましては、市役所屋上駐車場に駐車していた公用車が、駐車スペースから発進した際に、左側から走行してきた相手方車両と接触し、双方の車両が破損した事故の和解でございます。6ページをお願いいたします。報告第10号公用車に係る物損事故の和解につきましては、消防車両が、田中一丁目地内の県道24号土浦境線を緊急走行中、交差点に進入した際に、右側から進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損した事故の和解です。報告第11号学校施設管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、本年2月13日の強風の影響によりまして、下高津小学校の体育倉庫屋根の一部が飛ばされ、相手方建物に衝突し、外壁の一部が破損した事故の和解です。報告第12号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、前号の翌日、やはり強風の影響によりまして、右粍地内の側溝の修繕のために、本市が設置しておりましたカラーコーンが飛ばされ、向かいの住宅に駐車していた相手方車両に衝突し、車両の一部が破損した事故の和解でございます。7ページをお願いいたします。報告第13号公用車に係る物損事故の和解につきましては、公用車が、阿見町うずら野地内の交差点において、信号待ちで停車中、ブレーキ操作を誤り、前方に停車していた相手方の車両に追突し、車両の一部が破損した事故の和解です。以上5件の和解に係る専決処分につきましては、

地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日に専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものでございます。8ページをお願いいたします。報告第14号から第20号までの7件につきましては、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき、各会計の予算の繰越しについて報告するというものです。繰越しの内容につきましては、繰越しの概要に記載のとおりでございます。進捗状況などから、継続費については逡次繰越、繰越明許費については明許繰越を前年度に御承認をいただいております。表の一番下、一般会計、特別会計、合わせまして、50件、43億3,390万8,000円余りについて、予算の繰越措置を行ったものでございます。なお、表の中ほどの一般会計の事故繰越しにつきましては、令和6年度の当初予算に計上いたしました右籾小学校グラウンド用の乗用型芝刈機の購入につきまして、年度内に納入の見込みであったことから繰越措置をしておりますでしたが、生産日程等の都合により、年度内に入荷できなくなったことから、想定外の繰越しとして事故繰越しとなったものでございます。9ページをお願いいたします。報告第21号から第23号につきましては、資本金等を2分の1以上出資している法人につきましては、地方自治法の規定により、事業計画を提出することとなっておりますことから、一般財団法人土浦市産業文化事業団、一般財団法人土浦市農業公社及び株式会社ラクスマリーナの令和7年度の実業計画を報告するものでございます。主な事業計画については、記載のとおりとなっております。報告案件についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明で何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田委員長 それでは、つぎに、条例について説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 では、改めまして10ページをお願いいたします。今定例会に提出を予定しております議案のうち、まずは条例について説明させていただきます。議案第47号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、法律等の改正に基づき、対象の職員に対して、子の出生時や育児期における仕事との両立支援制度に関することの周知等を義務付ける改正であり、本年10月1日から施行するものです。議案第48号土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、法改正に基づき、子育てを行う職員における部分休業の形態を拡充する改正でございます。具体的には、小学校就学前の子を持つ職員については、1日2時間まで部分休業を取得できることに加え、1年の中で10日を超えない範囲で、1日あたり2時間を超えての部分休業を取得できるという形態を加えるものであり、本年10月1日から施行するものです。11ページをお願いいたします。議案第49号土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正につきましては、高津第二、大畑第一、第二の地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画区域に3地区を追加する改正のほか、土地収用法の収用等により既存の敷地面積が最低限度を下回るものについて、適用除外する規定の追加及び既存の建物の壁面の位置や高さの最高限度について、地区計画で定める制限を超えない範囲での増改築について、適用除外とする規定を追加するもの

であり、地区計画の公布の日から施行するものです。議案第50号土浦市文化財保護条例の一部改正につきましては、「民俗文化財」の定義に、文化財保護法に合わせ、「民俗技術」を追加する改正であり、公布日から施行するものです。12ページをお願いいたします。議案第51号土浦市教育支援センター条例の制定につきましては、学習や学校生活に関する悩み、相談に対応する「教育相談室」や、不登校に関する支援を行う「ポプラひろば」を旧宍塚小学校で開設しており、不登校児童生徒等の支援を、組織的、計画的に進められるよう、包括的な支援拠点となる土浦市教育支援センターを同施設に整備するため、設置及び管理に関する条例を制定するものであり、センターの開設を予定している本年10月1日から施行するものです。議案第52号土浦市国民健康保険出産費資金貸付条例の廃止につきましては、出産の際に被保険者が分娩費用を医療機関に支払うに当たって、出産育児一時金が支給されるまでの経済的負担軽減のために、一時金の9割分を事前に貸し付ける事業を平成13年度から実施してまいりましたが、平成21年度から、市が出産育児一時金を直接医療機関に支払うことができるようになり、被保険者は分娩費用と一時金の差額分のみで済むこととなったことなどにより、平成22年度より、貸付金の利用実績が無いことから、当条例を廃止するものであり、本年7月1日から施行するものです。条例についての説明は、以上でございます。

○吉田委員長 それでは、ただ今の説明で何かございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田委員長 それでは、つぎに、補正予算からその他の単独議案について、説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 改めまして、13ページをお願いいたします。議案第53号は一般会計、第54号、55号は特別会計の補正予算でございます。今回の補正は、予算総括表にございまして、歳入歳出それぞれ一般会計に7億5,644万7,000円、特別会計に71万5,000円、合計で7億5,716万2,000円を追加いたしまして、総額を1,021億3,716万2,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するというものでございます。具体的な内容につきましては、14ページ、15ページの概要のほうを御覧いただきたいと思います。まず、14ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費につきましては、本市のほか、滋賀県守山市、愛媛県今治市の3市で構成する協議会へのサイクリングと地域の観光資源を掛け合わせたインバウンド向けのツアー造成と販路開拓を行うための負担金及び協議会で造成したサイクリングコンテンツの販売促進業務の委託料を増額計上するというものでございます。2項徴税費、2目賦課費につきましては、物価高騰対策として昨年実施いたしました定額減税をし切れないと見込まれる方に対する調整給付金の支給事業につきまして、令和5年中の所得額をもとに算定の上、給付をしておりましたが、令和6年の所得税定額減税の実績額が確定したことから、本来給付すべき額と、昨年度の給付額に不足が生じた方に対しまして、差額分を給付するための補助金及び電算委託料などの給付に係る事務費を計上するというものでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、新治総合福祉センターの入口部分、コミュニティサロンのエ

アコンが故障したことから、修繕工事費を増額計上するというものでございます。6目医療福祉費につきましては、国におきまして、マイナンバーカードを活用して、令和8年6月から医療機関でのマル福のオンラインによる資格確認の実施を目指していることに伴いまして、システム改修委託料を計上するというものでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、子供たちが木との触れ合いなどを通じて、自然環境を学び、豊かな心を育むことを目的として、木製おもちゃを通じて木と触れ合うなどの木育に関するイベントの開催委託料を計上するというもので、財源は全額森林環境譲与税としているものでございます。3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、本年10月に施行される物価高騰などを考慮した生活扶助基準の見直しや、令和8年度から生活保護の調査項目の変更に係るシステム改修委託料を計上するというものでございます。4項衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、令和6年度から定期接種化された新型コロナウイルス予防接種に関しまして、個人負担を軽減するため、接種費用を助成するための医療機関への委託料などを計上するというものでございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、産業の振興や雇用機会の拡大を目的といたしまして、市内に新たに立地する企業などに対し、前年度の固定資産税、都市計画税に相当する企業立地奨励金を交付してございますけれども、税額の更正などによりまして、当初予算に計上した予算額に不足が生じることから、奨励金となる補助金を増額計上するというものでございます。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、現在、中村南、西根南地区、右廻地区で運行しておりますつちまるバスに関しまして、新たに乙戸南地区につきましては、運転手の確保に見通しがついたことから、地区公共交通活性化協議会への運行に係る負担金を増額計上するというものでございます。8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費につきましては、令和6年度末をもって退職する消防団員に支給する退職報償金につきましては、当初予算計上後、年度末にかけて3名の該当者が増えたことから増額計上をするというものでございます。15ページをお願いいたします。9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目的といたしまして、幼稚園、保育園、小学校の連携を支援する就学前教育推進事業につきましては、国の補助対象となったことから財源を一般会計から国庫支出金に更正するというものでございます。つづきまして、特別会計です。国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計につきましては、同様の内容となっております。令和8年度から実施されます子ども子育て支援金制度では、子ども子育て事業の財源といたしまして、保険料と合わせて、子ども子育て支援金を徴収することを予定しておりまして、制度の円滑な実施に向けてそれぞれシステム改修委託料を計上するというものでございます。補正予算は以上となりまして、16ページをお願いいたします。つづきまして、契約、財産の取得でございます。予定価格1億5,000万円以上の工事等の請負契約及び予定価格2,000万円以上の動産等の取得につきましては、条例により議会の議決が必要なことから議案として提出をするというものでございます。まず、議案第56号川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結につきましては、観客席屋根の梁等の耐震補強工事

及び外部、内部、建具等の改修などの大規模改修工事につきまして、株式会社折本工業と２億２９５万円で契約を締結するに当たり、議決をお願いするというものでございます。議案第５７号財産の取得について（中学校教育用コンピューター機器）につきましては、各中学校に設置する学習系サーバーの更新に係る機器の賃貸借契約につきまして、中川商事株式会社と５年総額３，６３０万円で契約を締結するに当たり、議決をお願いするというものでございます。なお、取得の方法欄に記載されておりますとおり、リース期間終了後に所有権が譲渡される賃貸借契約となっておりまして、こちら明確な規定が無いものの、分割払いでの売買契約とも解されることから、議会の議決を受けることが適切であると判断をいたしまして、財産取得の議案として提出をするというものでございます。１７ページをお願いいたします。議案第５８号財産の取得について（電子黒板システム）につきましては、第５７号と同様の理由によりまして、六中地区、都和中地区の小中学校で使用する電子黒板の賃貸借契約につきまして、関彰商事株式会社エネルギートランスフォーメーション事業部関東第２支店と今年総額６，９２３万４，０００円で契約を締結するに当たりまして、議決をお願いするというものでございます。１８ページをお願いいたします。議案第５９号市道の路線の認定につきましては、１８ページの神立３１６号線から３１８号線、１９ページの神立３１９号線、２０ページの中荒川沖１５号線、こちらはいずれも民間会社の開発行為に伴う認定となっております。２１ページをお願いいたします。その他の単独議案でございます。議案第６０号損害賠償（解約金）の額の決定につきましては、長期継続契約における中途解約に係るリース契約額の残金の支払いに関するものでございます。地方自治法上、解約金は損害賠償に当たることから、額の決定に当たり、議会の議決が必要なことから、議案として提出をするというものでございます。内容といたしましては、マイナンバーカード交付事務に要する住民基本台帳システム端末につきまして、令和５年２月から令和１０年１月までの５年間のリース契約を結んでおりますが、システム端末のＯＳ、ウィンドウズ１０が本年１０月でサポートが終了となることから、国からウィンドウズ１１への更新を求められておりまして、現在の端末のリース契約を解約し、新たな端末の契約を締結する必要が生じておりまして、現契約の中途解約による残金、解約金を事業者に支払うというものでございます。なお、新たな端末のリース料につきましては、全額国の補助対象でございまして、解約金につきましても国庫補助の措置があるということでございます。２２ページをお願いいたします。最後に、最終日に提出を予定しております人事案件でございます。議案第６１号土浦市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、本市の固定資産評価審査委員会委員３名の任期が本年６月２８日をもって満了となりますことから、委員３人の選任の同意をお願いするものでございます。第２回定例会に提出をいたします議案等の説明は以上でございます。

○吉田委員長 それでは、ただ今の説明で何かございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。そのほか、執行部から何かございますでしょうか。

○**小林副市長** 特にございません。

○**吉田委員長** ありがとうございます。それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○**吉田委員長** それでは、協議に入る前に、議会事務局職員の人事異動がありましたので、自己紹介をお願いいたします。

○**櫻井議会事務局長** 4月の人事異動により、議会事務局議事調査係に配属になりました岩松英統主任でございます。

○**岩松議会事務局主任** 岩松と申します。よろしくお願いいたします。

○**吉田委員長** よろしくお願ひします。では、協議に戻ります。つぎに、請願・陳情についての協議に移ります。受理番号5就学前の教育・保育施設、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急搬送の選定療養費徴収の中止を求める意見書の茨城県への提出についての陳情について、事務局から説明願ひます。

○**小野議会事務局次長** 資料4をお願いします。1ページ目の請願陳情文書表を御覧ください。提出期限は来週、5月の30日、1週間前ではございますが、これまでに提出されました陳情が1件ございます。まず、資料の2ページから3ページを御覧ください。受理番号5につきましては、新日本婦人の会土浦支部からの提出によるもので、就学前の教育・保育施設、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における救急搬送の選定医療費徴収の中止を求める意見書の茨城県への提出についての陳情でございます。陳情の内容を要約させていただきます。茨城県では全国に先駆け、2024年12月2日から救急搬送時の選定療養費の徴収が開始されているが、保育や教育の現場では苦痛を的確に伝えられていない場合も多いという子供の特性を考えると、救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、教職員に判断結果の責任が重くのしかかっているため、現場の職員が救急車要請を必要だと判断した場合、ためらうことなく、救急車要請ができるよう、就学前の教育・保育施設、小・中学校、高校特別支援学校、福祉施設における選定療養費の徴収の中止を求める意見書を提出するよう陳情しますというのが、内容でございます。こちらの陳情につきましては、本定例会より先例97において、陳情については、議会運営委員会に報告し、全議員へ報告について諮り、本会議は上程しないものとするとしております。つきましては、全員協議会において全議員に配布する形でよろしいか、御協議のほうよろしくお願いいたします。なお、本陳情につきましては、団体からの陳情でございますので、個人情報に該当しないことから、傍聴用資料におきましても、記載のまま掲載させていただいておりますことを申し添えます。以上でございます。

○**吉田委員長** それでは、ただ今事務局より説明ございましたけれども、全員協議会において、全議員に配布するということで、御意見はございませんか。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**吉田委員長** 御異議なしということで、受理番号5については、ただ今のとおり決定いたします。つぎに、各種委員会等委員の選出について、御協議をお願いいたします。

事務局から説明願います。

○**小野議会事務局次長** 資料につきましては、フォルダの最初にございます件名一覧を御覧ください。こちらの資料の1ページ、協議事項(2)の④をお願いいたします。各種委員会等委員の選出につきましては、今回は7件ございます。まず、土浦市環境審議会委員につきましては、選出すべき人数は2名で、任期は本年7月1日からの2年間、従来の選出方法は総務市民委員会、産業建設委員会から各1名の選出となっております。つづきまして、健康つちうら21推進委員会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、任期は本年7月1日から3年間、従来の選出方法は文教厚生委員会から1名の選出となっております。つづきまして、子ども・子育て会議委員につきましては、選出すべき人数が1名で、任期は本年7月1日から2年間、従来の選出方法は文教厚生委員会から1名の選出となっております。つづきまして、土浦市国民健康保険運営協議会委員につきましては、選出すべき人数は2名、任期は本年7月1日から2年間、従来の選出方法は文教厚生委員会から2名の選出となっております。つづきまして、地域医療運営協議会委員につきましては、選出すべき人数は、以前は3名でございましたが、今回より2名となり、任期は変わらず、本年7月1日から2年間、従来の選出方法は各委員会から1名の選出方法となっておりますが、今回より議会から2名と変更がありましたことで、選出方法の変更が必要となります。なお、本協議会の活動内容ですが、昨年の内容で申し上げますと、救急医療の現況、休日夜間診療体制の報告や保健事業の報告等を行っているようです。つづきまして、青少年問題協議会委員につきましては、選出すべき人数は2名で、任期は本年7月1日から2年間、従来の選出方法は文教厚生委員会から2名の選出となっております。最後に、土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、任期は本年7月から3年間、従来の選出方法は、総務市民委員会から1名の選出となっております。それぞれの選出方法につきまして、御協議のほうよろしくをお願いいたします。

○**吉田委員長** それでは、皆様から御意見ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**吉田委員長** それでは、ただ今説明のあった各種委員会等委員の選出方法については、まず、土浦市地域医療運営協議会委員以外の六つの委員については、事務局から説明のあった従来の選出方法ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**吉田委員長** 異議なしということで、それでは、従来どおりの選出方法といたします。つぎに、土浦市地域医療運営協議会委員については、3名から2名に変更となります。選出方法について御協議をお願いいたします。先ほどございました。総務市民、文教厚生、産業建設から今までは3名ということでございましたが、2名に変更となります。選出方法については、先ほどの説明を鑑みますと、総務市民委員会、それから文教厚生委員会から1名ということで、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**吉田委員長** それでは、土浦市地域医療運営協議会委員の選出方法については、総務

市民委員会から1名、そしてまた文教厚生委員会から1名の合計2名ということによろしいでしょうか。改めてお伺いいたします。

（「異議なし」という声あり）

○吉田委員長 異議なしということで。つぎに、協議事項（3）各常任委員会委員の選任について、御協議をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 では、資料5をお願いいたします。各常任委員会委員の選任につきましては、土浦市議会委員会条例第3条の規定に基づき、任期が2年となっておりますことから、同8条第1項の規定により、定例会最終日に議長より指名することとなりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の説明で、御意見ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田委員長 それでは、ただ今説明のあった各常任委員会委員の選任につきましては、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは、事務局説明のとおりといたします。つぎに、協議事項（4）議会運営委員会委員の選任について、御協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料6をお願いいたします。議会運営委員会委員の任期につきましても、先ほどの常任委員会同様、委員会条例第3条で2年と規定されておりますことから、第2回定例会において、新たに指名する必要性が出てまいります。なお、2年前の各会派の人数が現在と異なることから、本日各会派からの選出人数について、御協議をいただくものです。まず、議会運営委員会委員の会派構成の決定方法について、御説明させていただきます。本年の会派構成でございます。先例により、会派の所属議員4名につき1名選出することを基本としており、これから御説明する選出方法は、従前と同じ選出方法でございます。まず、各会派の所属議員数を4で割った確定人数が左の表の（a）に当たる部分で、郁政会が2名確定、新勇会、公明党が各1名で確定、日本共産党土浦市議団以下は所属議員が4名に満たないことから、ゼロとなり、この時点での確定分合計は4名となります。議会運営委員会は7名でございますので、あと3名をどうするかということになるわけでございますが、一つ右側の列にありますように、（a）の各会派の確定人数にそれぞれ1名を加えた場合の議会運営委員の一人当たりの所属議員数を算出します。この数字がいわゆる会派の代表としての負担割合ということになります。その結果、協議分として、負担度割合が一番高い郁政会から1名を選出することとなります。まだ、必要人数に達しないため、表の（b）にあるように、各会派の確定人数にそれぞれ1名を加えた場合の委員の一人当たりの所属人数を算出すると、負担度合いが一番高い2.5人の新勇会が1名選出することになります。まだ、必要人数に達しませんので、表の（c）にあるように、各会派の確定人数にそれぞれまた1名を加えた場合、議員一人当たりの所属議員数を算出すると、負担度合いが一番高い2.25人の郁政会から、1名を選出することになります。これにより、合計欄の記載のとおり7名

となります。結果、郁政会から4名、新勇会から2名、公明党土浦市議団から1名となります。現在の構成と比較すると、郁政会が1名増、公明党土浦市議団が1名減となりますが、こちらの理由は先例により現在の議会運営委員会の割振りは、改選後すぐの会派の人数によるものでございますので、今回の算出したものは、本年5月1日現在の会派の所属人数となっております。前回の算定から現在までの間に、去年は郁政会が2名加入、本年1月に無所属より新勇会に1名加入したことにより、変更になったという形になります。この選出方法でよろしいか、御協議のほうお願いいたします。以上でございます。

○吉田委員長 それでは、皆様、ただ今の説明で、御意見等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田委員長 それでは、ただ今説明のありました議会運営委員会委員の改選に係る各会派からの選出人数については、従来の選出方法のとおり、郁政会4名、新勇会2名、公明党土浦市議団1名の合計7名ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田委員長 それでは、従来どおりの選出方法といたします。

○小野議会事務局次長 ここからの選任の流れのほうになってきます。各会派から選出していく人数が確定をいたしましたので、ただ今より各会派の選出届についての書類をお配りさせていただきますので、その届出を各会派代表者にお配りいただいた上で、6月2日月曜日までに議長に提出をいただきたいと思います。前回は、全員協議会で報告をしておりますので、今回も第2回定例会初日の全員協議会において報告いたしたいと考えております。定例会の最終日に議長が指名する運びとなっておりますことから、6月2日までに御提出をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただ今説明がありましたとおり、6月2日までに会派から提出をお願い申し上げます。それでは、つぎに、協議事項（5）茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、事務局から説明願います。

○小野議会事務局次長 資料7のほうをお願いいたします。こちらにつきましては、前回の第1回定例会の議運、2月に行いましたが、そちらでもお示しをしておりますが、初日に茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行いますので、御報告までということで、説明をさせていただきます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、初日にこちらも任期満了ということで、そこに提出をしていただくということでよろしかったです。よろしいでしょうか。はい。分かりました。ありがとうございます。皆さんから、その件につきまして、御意見はございませんでしたね。ありがとうございます。それでは、事務局のただ今の説明のとおりといたします。つぎに、協議事項（6）政治倫理審査委員会委員の委嘱について、事務局から説明願います。

○小野議会事務局次長 資料8をお願いいたします。政治倫理審査委員会は、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例第5条の規定に基づき、任期2年で、8名の委員によって構成される委員会でございます。委員は市長が推薦したものを議長が委嘱するという

ことになっておりまして、現在の任期は本年6月6日までとなっていることから、先日市長より推薦していただきましたので、委嘱をする運びとなります。なお、推薦書の区分が表の左側に記載されており、専門的見識を有する者として、弁護士等の方々が推薦され、3名とも再任でございます。また、後段の市民代表の区分においては、御覧のとおりの方々が推薦されておりまして、5名中2名の方が新任となっております。また、初日の全員協議会において報告した上で、議長が委嘱する形になります。なお、6月6日に、この8名の方々にお集まりをいただきまして、委員長、副委員長を決めていただく予定でございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 それでは、皆様、ただ今の説明で御意見等ございますか。

○小坂委員 この政治倫理審査委員会というのは、通常は開かれないんですかね。ちょっと分からないので、よろしくお願いします。

○小野議会事務局次長 こちらにつきましては、2年に一度の委員長、副委員長を決める委員会以外というのは、土浦市では、現在のところ、実績はございません。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田委員長 それでは、事務局説明のとおりといたします。つぎに、協議事項(7)年間を通じた服装調節について事務局より説明願います。

○小野議会事務局次長 では、資料9をお願いいたします。令和2年より実施しております年間を通じた服装調節について、御案内いたします。資料は執行部の文書になりますけれども、こちらに記載のとおり、上着及びネクタイの着用については、社会通念上、軽装が適当でないと認める場合を除き、各自で判断するようになっており、特に5月1日から10月31日までの期間は集中取組期間として、原則、上着及びネクタイの着用はしないこととされております。なお、軽装が適当でないと認める表彰式や会議等の場合、基本的な考え方については、資料下部の表を御参照願います。つきましては、委員会を含む議会出席時の執行部の服装は、上着着用かつノーネクタイとなり、議会側も執行部に準じた対応に努めることとなりますので、よろしくお願いいたします。説明のほうは以上となります。

○吉田委員長 皆様、御意見はございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田委員長 それでは、事務局説明のとおりといたします。こちらにつきましては、私より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知をしていただきたいと思います。そのほか、事務局から何かございますか。

○小野議会事務局次長 その他としまして、全国議長会から今回表彰のほうございます。下村議員、今野議員、島岡議長、勝田議員と、それぞれ10年ということで、4名の表彰がございます。つきましては、6月定例会初日の開会前に、議場で議長から表彰状の伝達を行うこととなりますので、御報告いたします。以上でございます。

○吉田委員長 それでは、よろしくお願いいたしますと思います。本日の資料で各議員に非公表とするものはございますか、事務局いかがですか。

○小野議会事務局次長　ございません。

○吉田委員長　それでは、全ての資料を公表といたします。それでは、長時間に渡りまして、慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会します。大変にお疲れ様でした。ありがとうございました。